

議第28号

飛騨高山まちの体験交流館の設置及び管理に関する条例について

飛騨高山まちの体験交流館の設置及び管理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月27日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

飛騨高山まちの体験交流館を設置するため制定しようとする。

## 飛騨高山まちの体験交流館の設置及び管理に関する条例

### (設置)

第1条 市民相互及び市民と観光客が交流することにより、伝統文化及び地場産業の振興を図り、もって地域の活性化並びに歴史的風致の維持及び向上に寄与するため、飛騨高山まちの体験交流館（以下「まちの体験交流館」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 まちの体験交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 飛騨高山まちの体験交流館

位置 高山市上一之町35番地1

### (管理)

第3条 まちの体験交流館の管理に関する業務は、高山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

### (事業)

第4条 まちの体験交流館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 伝統文化及び地場産業の振興に係る実演及び体験に関すること。
- (2) 伝統文化及び地場産業の振興のために施設をその利用に供すること。
- (3) 高山市を中心とした飛騨地方の資料の展示及び保管に関すること。
- (4) 観光案内に関すること。
- (5) 地場産品の展示及び販売に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会において必要と認める事業

### (使用の許可)

第5条 まちの体験交流館の茶室・和室、伝統文化体験室、研修室及び交流広場（以下「貸出施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、まちの体験交流館の管理上必要であると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

### (使用権の譲渡等の禁止)

第6条 前条の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に貸出施設を使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

### (使用の不許可)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出施設の使用を許可しない。

- (1) 公益又は公安を害し、風紀を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備等を毀損するおそれがあるとき。
- (3) まちの体験交流館の管理上支障があるとき。

(4) 前各号に掲げる場合を除くほか、貸出施設を使用させることが適当でないとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出施設の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(3) 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。

(4) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(5) まちの体験交流館の管理上必要と認めてする指示に従わないとき。

(6) 前各号に掲げる場合を除くほか、教育委員会が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命じられたことにより使用者が受ける損失の補償については、教育委員会はその責を負わない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表第1に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料は、前納しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付するものとする。

(特別の設備)

第12条 使用者は、貸出施設に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、貸出施設の使用を終了したとき又は第8条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の停止を命じられたときは、直ちに当該貸出施設を原状に回復しなければならない。

(職員の立入り)

第14条 使用者は、まちの体験交流館の職員が職務執行のために使用者が使用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。

(禁止行為)

第15条 まちの体験交流館においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 土地の形質、物件、建物等を損壊すること。
- (2) 他の使用者又はまちの体験交流館を利用する者（以下「利用者」という。）に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。
- (4) 竹木を伐採し、植物を採取し、又は物件を堆積すること。
- (5) 施設を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) 指定された場所以外へ車両を乗り入れること。
- (7) まちの体験交流館の風紀を乱す行為その他管理上支障がある行為
- (8) 営利を目的とした物品の販売その他これに類する行為（教育委員会が特に必要と認め、第5条第1項の許可をしたものを除く。）

（損害の賠償等）

第16条 使用者又は利用者は、まちの体験交流館の施設その他の物件を損傷又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 天災その他の市の責めに帰さない理由によって、使用者又は利用者に生じた損害については、市はその責めを負わない。

（附属施設の使用）

第17条 教育委員会は、まちの体験交流館の休憩所（以下「附属施設」という。）については、次項に定める要件を具備した者に、その使用を許可することができる。

- 2 前項の附属施設の許可を受ける者（以下「附属施設の利用者」という。）は、次に掲げる要件を具備しなければならない。
  - (1) 附属施設の使用料を支払う能力を有する者であること。
  - (2) 保健衛生を損い、又は公安を害するおそれのない者であること。

（附属施設使用料）

第18条 附属施設の利用者は、別表第2に定める使用料の額に100分の108を乗じて得た使用料（その使用料に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）を納入しなければならない。

- 2 前項に規定する使用料は、附属施設の使用の許可があった日から10日以内に納入しなければならない。

（附属施設の用途変更及び転貸等の禁止）

第19条 附属施設の利用者は、附属施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を他人に転貸し、若しくは使用させてはならない。ただし、教育委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

（附属施設の原状変更の禁止）

第20条 附属施設の利用者は、附属施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は附属施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、教育委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

(附属施設の原状回復義務)

第21条 附属施設の利用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により附属施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、教育委員会の指定する期間内に当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

(附属施設の許可の取消し等)

第22条 教育委員会は、附属施設について災害の予防その他まちの体験交流館の管理上必要があると認められるときは、附属施設の利用者に対し、使用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(附属施設の利用の負担)

第23条 附属施設の利用者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

- (1) 電気及び水道（検針装置のあるものに限る。）の使用に伴う経費
- (2) 附属施設の使用に伴う廃棄物の処理に要する経費

(検査等)

第24条 教育委員会は、附属施設の利用者に対し、附属施設の使用状況について検査し、又は報告を求めることができる。

(補修命令)

第25条 教育委員会は、附属施設の利用者が故意又は過失により附属施設若しくは附属施設に係る設備を毀損し、又は滅失したときは、当該附属施設の利用者に対してその補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第9条関係）

区分	使用料の額	
	1時間当たりの使用料	冷暖房料1時間当たり
茶室・和室	100円	100円
伝統文化体験室	100円	100円
研修室	100円	100円
備考		
1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数は1時間とし、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。		
2 冷暖房料は、冷房又は暖房を使用した場合に徴収するものとする。		

別表第2（第18条関係）

区分	単位	使用料
休憩所	1年	競争入札による額